

○北見工業大学ダイバーシティ推進室要項

(趣旨)

第1条 この要項は、北見工業大学ダイバーシティ推進室(以下「ダイバーシティ推進室」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 ダイバーシティ事業の推進を図るため、学長の下にダイバーシティ推進室を置く。

(目的)

第3条 ダイバーシティ推進室は、大学における人的資源の多様性を高めることで、本学の組織の活性化や教育・研究力の向上に資することを目的とする。

(業務)

第4条 ダイバーシティ推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ダイバーシティ推進に係る方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (2) ダイバーシティ推進に係る学内及び学外の関係団体との情報交換等に関すること。
- (3) ダイバーシティ推進に係る情報発信及び啓発活動に関すること。
- (4) その他ダイバーシティ推進に関すること。

(組織)

第5条 ダイバーシティ推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 室員
- 2 室長は、学長が指名する理事をもって充てる。
 - 3 副室長は、次項に規定する室員のうちから室長が指名した者をもって充てる。
 - 4 室員は、学長が指名する職員をもって充てる。
 - 5 前項に規定する室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 ダイバーシティ推進室の事務は、総務課において行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ダイバーシティ推進室に関する必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和元年9月19日から施行する。
- 2 この要項の施行後、最初に任命される第5条第4項に規定する室員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず令和3年3月31日までとする。